

## 不法投棄禁止

### －不法投棄は法律で禁止されています－

- 何人も、みだりにゴミを捨てることは法律により禁止されています。
- しかし、このルールを無視して、ゴミを山林、原野、道路沿いや河川沿いに捨てるモラルのない人や業者が存在します。
- このゴミをみだりに捨てる行為が不法投棄です。
- 最近では、家電リサイクル法が施行されたこともあって、個人による電化製品などの不法投棄の事案が急増しています。
- ゴミの不法投棄は、私たちが次世代に伝え残さなければならない自然を破壊する反社会的行為であり、絶対に許せません。

#### 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」－抜粋－

(投棄禁止)

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。



### －不法投棄の罰則－

- 不法投棄は犯罪行為です。
- たとえ捨てたのがビン、缶、紙くず等のちょっとした家庭ゴミであっても、この行為は不法投棄であり、犯罪行為です。厳しい処罰の対象となります。
- 個人の場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科に処されます。

#### 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」－抜粋－

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(14) 第16条の規程に違反して、廃棄物を捨てた者

## －不法投棄が与える影響－

- ゴミの不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、その物によっては地域の土壌や水質に重大な影響を与えかねません。
- また、不法投棄されたゴミを撤去回収し、現状を回復するには、多くの人とお金がかかります。
- これらゴミの処理に係る費用は、私たちの貴重な税金で賄われることになるのです。

## －ゴミを捨てさせないために－

- 不法投棄はその行為者がもちろん悪いのですが、不法投棄を防止するためには、日頃からゴミを捨てられないような環境づくりをすることが大切です。
- ゴミはゴミを呼びます。一度ゴミが捨てられ、それをそのまま放置していると、次から次と捨てられてしまいます。
- 皆さんが所有する土地などで管理が行き届いていないと、ゴミを捨てる者にとっては格好のゴミ捨て場になっていしまいます。
- 捨てられてしまったゴミについては、その行為者がわからない場合、管理者（土地の所有者又は土地使用者）が処理することになります。
- 土地の管理者にあっては、ゴミを捨てられないために、管理する土地の下刈りを行ったり、土地の周りに柵等を設置するなど自衛策を講じ、適正な土地の管理をお願いします。

## －不法投棄防止対策－

### 対策例 ① 不法投棄防止対策看板



### 対策例 ② 清掃活動（川と海のクリーン大作戦）



鈴鹿川（H19）



松名瀬海岸（H19）